



# 埼玉県報

第409号  
令和5年(2023年)  
5月2日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 高坂土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 上用水堰土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

### 正誤

- 埼玉県告示第476号中訂正（みどり自然課）

## 規 則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇八三

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三九）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 条例附則第三十三項の心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務は、人事委員会の承認を得たものとする。

附 則

この規則は、令和五年五月八日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和五年五月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 募集種目

自衛官候補生

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 試験種目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

#### 四 募集期間

令和五年五月十日（水）から令和五年五月二十六日（金）まで

#### 五 採用予定時期

令和五年八月下旬から同年九月下旬まで、同年十一月下旬、又は令和六年三月下旬から同年四月上旬まで

#### 六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和五年六月一日（木）から同月三日（土）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和五年六月十日（土）から同月十四日（水）までの間で指定する一日

#### 七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

#### 八 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)  
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール [hq1-saitama@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-saitama@pco.mod.go.jp))

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和五年五月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

### 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和五年九月六日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷地方庁舎

ロ 令和五年十月一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和五年十一月十二日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

### 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和五年九月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ロ 令和五年十月十一日

埼玉県川越市鯨井千五百五十六番地一

川越西文化会館

ハ 令和五年十一月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

### 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウエルシア新座野火止店

埼玉県新座市野火止六丁目十六番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

ア 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

イ 当該店舗供用開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

ウ 駐車場施設及び自転車置場について本市の基準では、商業施設は延床面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、延床面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。自転車置場については、台数が本市の基準を満たしていないことから、本来であれば、算出根拠の提示や当該課との協議を求めるところではありますが、計画概要書にて算出根拠が提示されており、満車時や違法駐輪防止の対応策も示されているため、協議済として取り扱うこととします。

エ 交通安全対策等について、通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全

を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

オ 交通安全施設について車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

カ 交通規制標識等について交通規制標識等の移設が生じる場合は、新座警察署交通課交通規制係と協議を行ってください。

キ 警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。

## (2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音(来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。)が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと(周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等)、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百㎡以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

## (3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(4) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九二十八日条例第二十七号）第四条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

## 二 縦覧期間

令和五年五月二日から令和五年六月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター





## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
上用水堰土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

令和五年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	野村 唯 男	埼玉県東松山市大字上野本千七百六十七番地

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年五月二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年五月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 正 誤

埼玉県告示第四百七十六号（令和五年四月十八日第四百五号）中訂正

ページ 行

三 前から二

誤

各環境管理事務

正

各環境管理事務所

ページ 表中 行

三 会場 前から三

誤

加須加須市加須文化・学習センター

正

加須市加須文化・学習センター